

災された人、および被害を受けた住  
家に居住していた世帯の世帯主

**人的被害**

- 死亡された人がいる世帯
- 重傷を負われた人がいる世帯

**住家被害**

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯
- 住家が一部損壊の世帯で、修理費  
が100万円以上の場合

**益城町配分**

国内外の多くの皆さまから益城町  
へお寄せいただいた義援金を、熊本  
地震により益城町で被災された人お  
よび被害を受けた住家に居住してい  
た世帯を対象に配分させていただい  
ています。

**被災代替家屋・償却資産に係る  
固定資産税の特例**

被災の状況により、町税の納税を  
猶予（分割納付）できる場合があり  
ます。  
**対象**：熊本地震により被災を受けた  
人  
問 税務課 ☎ 286-3116

**町税の納税猶予**

被災の状況により、町税の納税を  
猶予（分割納付）できる場合があり  
ます。  
**対象**：熊本地震により被災を受けた  
人  
問 税務課 ☎ 286-3112

**税・料金等の減免**

**各証明書の交付手数料の免除**

被災された人の経済的負担を軽減  
するため、証明書の交付手数料を免  
除できる場合があります。

**対象**：熊本地震で被災された人

問 住民保険課

☎ 286-3112

ときは、その相続人  
③代替家屋に被災家屋の所有者と同  
居する三親等内の親族  
④被災家屋の所有者に合併が生じた  
ときの合併後に存続する法人また  
は合併により設立された法人等

※「被災家屋の所有者」とは、平成28  
年4月14日現在の所有者をいいま  
す（震災時点で家屋を所有してお  
らず、震災後に新たに取得した場  
合は対象外となります）。

**被災家屋の要件**

■熊本地震により滅失・損壊した家  
屋であること

※家屋の場合は、原則として、り災  
証明書の判定が「半壊」以上であ  
ること（平成28年度分の固定資產  
税において、減免が適用される程  
度の被害（損害割合20%以上）を  
受けていること

■取り壊しまたは売却等の処分がな  
されていること

※原則として、種類（用途）または使  
用目的が同一であるもの

■熊本地震により滅失・損壊した償  
却資産であること

■除却または売却等の処分がなされ  
ていること

問 税務課 ☎ 286-3380

**対象**：課税対象となっていた被災償  
却資産に代わるものとして取得し  
た償却資産

■原則として、種類（用途）または使  
用目的が同一であるもの

■熊本地震により滅失・損壊した償  
却資産であること

■除却または売却等の処分がなされ  
ていること

問 税務課 ☎ 286-3380

**国民年金保険料の免除**

熊本地震で被災し、住家や家財など  
について損害を受けた人は、国民  
年金保険料の全額または一部の免除  
を受けられる場合があります。

**対象**：住家や家財等の財産の被害金  
額が、元の価格のおおむね2分の  
1以上の損害を受けた場合（保険  
などによる補てんがある場合は、  
その分が控除されます）

■原則として、種類（用途）または使  
用目的が同一であるもの  
■被災家屋を改築した場合は、改築  
後の価格が被災家屋の価格以上と  
なるもの  
■平成33年3月31日までに取得（中  
古含む）・改築されたもの

問 生活再建支援課

☎ 289-11400

**償却資産**

熊本地震により滅失・損壊した償  
却資産の所有者が、平成33年3月31  
日までに代替償却資産を取得し、ま  
たは地震により損壊した償却資産を  
改良した場合には、取得または改良  
した日の属する年の翌年の1月1日  
を賦課期とする年度から4年度分の  
固定資産税に限り、取得・改良した償  
却資産の課税標準額を2分の1の額  
に減額します。

問 住民保険課

☎ 286-3113

**国民年金保険料の免除**

熊本地震で被災し、住家や家財など  
について損害を受けた人は、国民  
年金保険料の全額または一部の免除  
を受けられる場合があります。

**対象**：住家や家財等の財産の被害金  
額が、元の価格のおおむね2分の  
1以上の損害を受けた場合（保険  
などによる補てんがある場合は、  
その分が控除されます）

問 熊本東年金事務所

☎ 367-8144

①被災家屋の所有者（共有名義の場  
合は、共有者を含む）  
②被災家屋の所有者に相続が生じた

却資産の所有者が、平成33年3月31  
日までに代替償却資産を取得し、ま  
たは地震により損壊した償却資産を  
改良した場合には、取得または改良  
した日の属する年の翌年の1月1日  
を賦課期とする年度から4年度分の  
固定資産税に限り、取得・改良した償  
却資産の課税標準額を2分の1の額  
に減額します。

